

東海農政局における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について

平成 23 年 5 月 17 日

一部改正 平成 26 年 1 月 27 日

一部改正 令和 2 年 5 月 15 日

一部改正 令和 3 年 7 月 8 日

一部改正 令和 5 年 12 月 15 日

東 海 農 政 局

農林水産省就業体験実習実施要領（平成 15 年 1 月 31 日大臣官房秘書課長通知（以下「実施要領」という。））第 15 の（1）に定める東海農政局の実施分に係る実習生の募集・決定の具体的手続及び実習の実施に関する留意すべき事項は、次によることとする。

（実習生の募集）

第 1 実習生の募集は、次により行う。

- （1）東海農政局長は、実習生の受入について、受入れ可能な課室名、期間、人数、実施業務等につき別紙様式 1 にとりまとめ、大臣官房地方課を経由して大臣官房秘書課長へ報告するとともに、大学等及び学生に対して、インターネット等を通じて、実習の実施を通知する。
- （2）大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生を別紙様式 2 にとりまとめ、被推薦者毎に別紙様式 3 を添付して、東海農政局長に提出する。ただし、海外に所在する大学等の学生が実習を希望する場合に限り、学生が直接、東海農政局長に提出する。

（実習生の決定等）

第 2 実習生の決定は、次により行う。

- （1）東海農政局長は、受入れ可能人数、学生の希望等を勘案し、受入れの可否を決定する。この際、実習を実施する課（室）の長に面接を行わせることができる。
- （2）東海農政局長は、別紙様式 4 により速やかに大学等へ、受入れ可能な学生の氏名及び実習を実施する課（室）等を通知する。当該学生への結果の通知は、

各大学等において行うこととする。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、東海農政局長は、当該学生に直接結果を通知するものとする。

- (3) 実習生は、実施要領第6の(5)に規定する誓約については、別紙様式5による誓約書に署名し、東海農政局長に提出することとする。
- (4) 実施要領第6の(6)に規定する覚書の締結は、大学等の定める実習制度の運用上、当該大学等と覚書を交わす必要がある場合には、各大学の総括責任者と東海農政局長との間で交わすことができるものとする。

(実習の実施に係る留意すべき事項)

第3 実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 東海農政局長は、実習を実施する課(室)の長に、その所属職員(原則として課長補佐クラス)のうちから指導員を指名させる。
- (2) 指導員は、別紙様式6により実施要領第7の(3)に規定する実習計画書を実習開始前日までに東海農政局長まで提出するものとする。
- (3) 実習生は、実習期間終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書(1,000字程度)を作成し、指導員を経由して東海農政局長に提出することとする。
- (4) 指導員は、実習終了後、速やかに実習の結果について別紙様式7により東海農政局長に報告することとする。
- (5) 東海農政局長は、実習終了後、実習の結果について別紙様式8にとりまとめ大臣官房地方課を経由して大臣官房秘書課長に報告するものとする。
- (6) 実習終了後、東海農政局長は、各大学に対して実習の結果を報告することができる。実習生への連絡は、各大学等において行う。
- (7) 実習に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品は実習実施機関において準備し、実習生に供与する。
- (8) 指導員は、実施要領第11の趣旨を踏まえ、実習生が省内システムを適正に利用できるよう措置するとともに、実習生を指導・監督しなければならない。
- (9) 東海農政局は実習最終日に、実習期間中の評価について、実習生へ書面または口頭で伝達するものとする。
- (10) 実習時間は午前9時15分から午後5時15分(以下、「定時」という。)までとし、このうち午後0時から午後1時までは休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若干の実習を行うことがある。